

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和5年10月20日）

府省名	財務省
対象事業名	国税申告手続等

1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
57539	国税申告手続（法人 税申告）	申請等	民間事業者 等	国	2,789,515	2,368,882	84.9%	95%	6年（令和 8年度末）※1
57541	国税申告手続（消費 税申告（法人））	申請等	民間事業者 等	国	2,044,281	1,725,177	84.4%	95%	6年（令和 8年度末）※1
57538	国税申告手続（所得 税申告）	申請等	国民等、民 間事業者等	国	26,202,776	12,435,802	47.5%	80%	6年（令和 8年度末）※2
57540	国税申告手続（消費 税申告（個人））	申請等	国民等、民 間事業者等	国	1,389,069	805,431	58.0%	75%	3年（令和 5年度末）
58099	国税申告手続（相続 税申告）	申請等	国民等	国	147,801	—	—	40%	3年（令和 5年度末）

※1 「国税申告手続（法人税申告）」、「国税申告手続（消費税申告（法人））」については、利用率の現状を踏まえ新たな目標値の設定を行い、取組期間（達成期限）を「3年（令和5年度末）」から「6年（令和8年度末）」に改定。

※2 「国税関係手続（所得税申告）」については、利用率の現状を踏まえ新たな目標値の設定を行い、取組期間（達成期限）を「2年（令和4年度末）」から「6年（令和8年度末）」に改定。

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
57572	国税申告手続（贈与 税申告）	申請等	国民等	国	472,887	254,155	53.7%	—	—
57543	国税申告手続（印紙 税申告（書式表示））	申請等	民間事業者 等	国	149,490	86,173	57.6%	—	—
57477	内国普通法人等の 設立の届出	申請等	民間事業者 等	国	136,273	70,937	52.1%	—	—
57442	青色申告書の承認 の申請	申請等	民間事業者 等	国	139,954	77,316	55.2%	—	—
57474	納税地の異動の届 出	申請等	民間事業者 等	国	194,188	151,103	77.8%	—	—
57430	事業年度等を変更 した場合等の届出	申請等	民間事業者 等	国	89,548	69,679	77.8%	—	—
57561	事前確定届出給与 に関する届出	申請等	民間事業者 等	国	140,744	107,364	76.3%	—	—
57275	個人事業の開廃業 等届出書	申請等	民間事業者 等	国	530,757	102,105	19.2%	—	—
57269	所得税の青色申告 承認申請書	申請等	国民等、民 間事業者等	国	368,369	110,862	30.1%	—	—

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
57277	青色専従者給与に 関する届出(変更届 出)書	申請等	民間事業者 等	国	109,057	41,561	38.1%	—	—
57270	所得税の青色申告 の取りやめ届出書	申請等	国民等、民 間事業者等	国	110,784	22,778	20.6%	—	—
57229	消費税課税事業者 届出書	申請等	国民等、民 間事業者等	国	227,358	113,420	49.9%	—	—
57230	消費税の納税義務 者でなくなった旨 の届出書	申請等	国民等、民 間事業者等	国	147,169	80,494	54.7%	—	—
57382	給与所得の源泉徴 収票(及び同合計 表)	申請等	国民等、民 間事業者等	国	3,714,094	2,364,734	63.7%	—	—
57521	給与支払事務所等 の開設等届出	申請等	民間事業者 等	国	1,089,295	186,473	17.1%	—	—
57519	源泉所得税の納期 の特例の承認に関 する申請	申請等	民間事業者 等	国	182,142	104,221	57.2%	—	—
57349	納税管理人の届出	申請等	国民等、民 間事業者等	国	119,000	11,771	9.9%	—	—

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
57336	更正の請求書	申請等	国民等、民間事業者等	国	453,244	95,443	21.1%	—	—
57313	酒類の販売数量等 報告書	申請等	民間事業者 等	国	180,781	25,747	14.2%	—	—
57331	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施 状況等報告書	申請等	民間事業者 等	国	171,305	23,062	13.5%	—	—

※ オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

国税関係手続のうち、申告、申請等については、その提出の際に、会計ソフト等で申告書等のデータを作成した上、国税電子申告・納税システム（e-Tax）（以下「e-Tax」という。）で送信することができる。

e-Tax によるデータの送信には公的個人認証サービス等を利用した電子証明書の付与が必要となる。

オンラインで申告・申請等が行われたデータは、国税庁の基幹システムにデータのまま保存され、申告事績等として管理されるほか、必要に応じ納税者管理・税務調査等に利用される。

※ 以下の手続については、国税の申告・申請の手続の際に併せて行われることから、本事業における各申告、申請の利用率の引上げに取り組むことにより、利用率を引き上げる。

- ・ 税務代理権限を証する書面の提出（手続 I D57603）
- ・ 計算事項、審査事項等を記載した書面の添付（手続 I D57604）

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

全ての手続について、添付書類の提出も含めてオンラインにより完結することができる。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税申告手続（法人税申告） ・ 国税申告手続（消費税申告（法人）） ・ 国税申告手続（所得税申告） ・ 国税申告手続（消費税申告（個人）） ・ 国税申告手続（相続税申告）
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>〔国税申告手続（法人税申告）、国税申告手続（消費税申告（法人））〕 納税者（法人）は、各事業年度に確定申告書等を作成し、申告期限までに提出する。</p> <p>〔国税申告手続（所得税申告）、国税申告手続（消費税申告（個人））〕 個人のうち一定の要件に該当する者は、各年分に係る所得税及び消費税の確定申告書を法定申告期限までに提出する。また、所得税の還付を受けるための申告書を所轄税務署に提出することができる。</p> <p>〔国税申告手続（相続税申告）〕 納税者（個人）は、死亡者から、相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額と相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計した額が基礎控除額を超える場合に、申告書等を作成し、申告期限までに提出する。</p> <p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <p>〔国税申告手続（法人税申告）〕</p> <p>1 年間総手続件数（令和2年度）：2,797,605（内オンライン件数 2,424,547件）</p>

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
75.5%	77.6%	82.1%	84.9%	86.7%

※ 分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出している。

〔国税申告手続（消費税申告（法人））〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：2,040,642 件（内オンライン件数 1,749,338 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
74.6%	78.9%	80.1%	84.4%	85.7%

※ 分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出している。

〔国税申告手続（所得税申告）〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：25,762,217（内オンライン件数 14,220,417 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
39.1%	40.6%	44.0%	47.5%	55.2%

〔国税申告手続（消費税申告（個人））〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：1,323,480 件（内オンライン件数 897,514 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
50.8%	53.1%	55.1%	58.0%	67.8%

	<p>〔国税申告手続（相続税申告）〕</p> <p>1 年間総手続件数（令和2年度）：158,692件（内オンライン件数 22,847件）</p> <p>2 オンライン利用率</p> <table border="1" data-bbox="506 373 1749 475"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>- %</td> <td>- %</td> <td>- %</td> <td>- %</td> <td>14.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 相続税申告のオンライン提出は令和元年10月から開始したため、令和2年度からオンライン利用率を集計している。</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	- %	- %	- %	- %	14.4%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度							
- %	- %	- %	- %	14.4%							
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え 方 （主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p>【目標】</p> <p>〔国税申告手続（法人税申告）、国税申告手続（消費税申告（法人））〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率95% <p>〔国税申告手続（所得税申告）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率80% <p>〔国税申告手続（消費税申告（個人））〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率75% <p>〔国税申告手続（相続税申告）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率40% <p>※オンライン利用率＝オンライン申告件数／全申告件数</p>										
	<p>【取組期間（達成期限）】※3,4</p> <p>国税申告手続（法人税申告）、国税申告手続（消費税申告（法人））、国税申告手続（所得税申告）：令和8年度末まで</p> <p>国税申告手続（消費税申告（個人））、国税申告手続（相続税申告）：令和5年度末まで</p>										

【目標・期間設定の考え方】

〔国税申告手続（法人税申告）、国税申告手続（消費税申告（法人））〕

法人税申告・消費税申告（法人）の利用率は、様々な周知広報施策や利便性向上施策といった取組を実施してきた結果、高水準となっている。

平成 30 年度税制改正において、大法人の電子申告義務化（令和 2 年 4 月以後開始事業年度から適用）が実施されたことから、大法人の法人税・消費税の申告については、オンライン利用率 100%が達成される。

また、令和 2 年度税制改正においてグループ通算制度が導入（令和 4 年 4 月以後開始事業年度から適用）されるとともに、グループ通算制度適用法人の法人税の電子申告が義務化されることから、グループ通算制度適用法人の法人税の申告については、オンライン利用率 100%が達成される。

現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、オンライン利用率 100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状を踏まえ、当面の目標値として設定したもの。

〔国税申告手続（所得税申告）、国税申告手続（消費税申告（個人））〕

利用率は、確定申告期間前（例年 11 月～翌年 1 月）や確定申告期間（例年 2 月～3 月）において、TVCM や SNS、インターネット広告を含む各種媒体を通じた重点的な周知広報施策、関係民間団体との緊密な連携やスマートフォンからの申告（確定申告書等作成コーナー）が可能となるといった利便性向上施策の取組を従来から実施しており、比較的高い水準となっている。

今後、マイナポータル連携による給与所得の源泉徴収票情報データや各種控除証明書データの申告書への自動入力対象の拡大といった更なる利便性向上を見込んでいる一方で、マイナンバーカードの普及見込みや国民全体の ICT 利用状況の向上といった要因を踏まえ、当面の目標値として設定したもの。

〔国税申告手続（相続税申告）〕

相続税の申告手続は、平成 31 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告について、令和元年 10 月 1 日から期限内申告及び期限後申告の e-Tax による提出を可能とし、また、令和 3 年 1 月 4 日から修正申告の提出を可能とした。

	<p>これまで、様々な周知広報施策や e-Tax 送信の利便性向上施策といった取組を実施してきた結果、利用件数は徐々に増加しており、令和 2 年度のオンライン利用率は 14.4%となっている。</p> <p>相続税申告については、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」において既にオンライン利用率の目標値（令和 4 年度：35%）を定めていることから、それを踏まえ令和 5 年度の目標値を 40%とする。</p>	
<p>オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン①</p>	<p>課題</p>	<p>〔国税申告手続（法人税申告）、国税申告手続（消費税申告（法人））〕 大法人等の電子申告義務化に伴い実施された利便性向上施策の周知を図ることで、中小法人のオンライン利用率を向上させることが必要である。</p>
	<p>中間 KPI</p>	<p>【目標・達成期限】※³ オンライン利用率を令和 3 年度末までに 88%、令和 4 年度末までに 89%、令和 5 年度末までに 92%、令和 6 年度末までに 93%、令和 7 年度末までに 94%</p>
		<p>【KPI の定義】 オンライン申告件数／全申告件数</p>
	<p>アクションプラン a</p>	<p>【取組内容】 既に実施済の利便性向上施策の周知を含め、税理士や未利用者への個別勧奨や関係民間団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による周知・広報を行う。</p>
		<p>【取組期限（期間）】※³ 令和 8 年度末まで</p>
	<p>アクションプラン b</p>	<p>【取組内容】 e-Tax へのログインについて、法人の電子認証や電子証明書の在り方に関する政府全体の検討状況を踏まえつつ、G ビズ ID や他の ID 等の普及状況やシステム改修に係る投資対効果等を総合的に勘案しながら、引き続き検討を行う。</p>
	<p>【取組期限（期間）】※³ 令和 8 年度末まで</p>	

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン②	課題	〔国税申告手続（所得税申告）、国税申告手続（消費税申告（個人））〕 e-Tax に関する利便性向上施策の周知を図ることで、国税申告手続（所得税）及び国税申告手続（消費税（個人））のオンライン利用率を向上させることが必要である。
	中間 KPI	【目標・達成期限】※4 国税申告手続（所得税）のオンライン利用率を令和 3 年度末までに 60%、令和 4 年度末までに 65%、令和 5 年度末までに 71%、令和 6 年度末までに 75%、令和 7 年度末までに 78% 国税申告手続（消費税（個人））のオンライン利用率を令和 3 年度末までに 70%、令和 4 年度末までに 72%
		【KPI の定義】 オンライン申告件数／全申告件数
	アクション プラン a	【取組内容】 利便性向上施策について最新の情報を掲載したリーフレットを作成し、国税庁 HP に掲載するほか、リーフレットを各税務署・地方団体の窓口に備え付け、周知・広報を行う。 また、申告手続のうち多くを占める主な所得控除や特別控除の適用について、オンラインで行う場合の具体的な手順等を「インターネット番組（税に関する動画）」として国税庁 HP に掲載する。
		【取組期限（期間）】※4 国税申告手続（所得税申告）：令和 8 年度末まで 国税申告手続（消費税申告（個人））：令和 5 年度末まで
	アクション プラン b	【取組内容】 連年申告が見込まれる者に送付している確定申告のお知らせはがき等に利便性向上施策や具体的な手続の方法を掲載するほか、関係民間団体や大口源泉徴収義務者を通じた周知・広報により、オンライン手続の利用勧奨を行う。
【取組期限（期間）】※4 国税申告手続（所得税申告）：令和 8 年度末まで 国税申告手続（消費税申告（個人））：令和 5 年度末まで		

	アクション プラン c	<p>【取組内容】 スマートフォンによる申告（確定申告書等作成コーナー）の利便性についての周知を図るため、申告相談会場にスマホコーナーを設置の上、利用希望者を誘導し、翌年以降の自宅からの e-Tax を利用した申告手続きにつなげるほか、スマートフォンによる申告方法に関する動画を国税庁HP及び動画サイトへ掲載することで、申告相談会場に来場しない利用者に対しても利便性を周知できる環境を整える。</p> <p>【取組期限（期間）】※4 国税申告手続（所得税申告）：令和8年度末まで 国税申告手続（消費税申告（個人））：令和5年度末まで</p>
	オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	<p>課題 [国税申告手続（所得税）、国税申告手続（消費税（個人））] 納税者のニーズを踏まえ、納税者の利便性の更なる向上が必要である。</p> <p>中間 KPI 【目標】 確定申告書等作成コーナーの利用満足度を 90%</p> <p>【KPI の定義】 利用者アンケートに基づき集計</p> <p>アクション プラン a 【取組内容】 確定申告書等作成コーナーの更なる利便性の向上のため、利用者アンケートから把握した納税者のニーズを踏まえ、システム改修及び操作方法等に関する動画やFAQの充実について検討する。</p> <p>【取組期限（期間）】※4 国税申告手続（所得税申告）：令和8年度末まで 国税申告手続（消費税申告（個人））：令和5年度末まで</p> <p>アクション プラン b 【取組内容】 マイナポータル連携による給与所得の源泉徴収票情報データや各種控除証明書データの申告書への自動入力対象の拡大を図るため、事業者等への協力要請、協議を進める。</p>

		<p>【取組期限（期間）】※4 国税申告手続（所得税申告）：令和8年度末まで</p>
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン④※5	課題	<p>〔国税申告手続（相続税申告）〕 相続税は、臨時的・偶発的に発生するため、申告をする者の多く（8割以上）は、税理士等に申告の代理を依頼している。そのため、税理士等の e-Tax による相続税申告に関するニーズを把握した上で、課題の優先順位に沿って対応する必要がある。</p>
	中間 KPI	<p>【目標・達成期限】 相続税のオンライン利用率を令和3年度に30%、令和4年度に35%</p>
		<p>【KPI の定義】 オンライン申告件数／全申告件数</p>
	アクション プラン a	<p>【取組内容】 既に実施済の利便性向上施策の周知を含めて、税理士等に対する個別勧奨やリーフレット等を最新の情報に更新の上、税理士会や国税庁HPを通じて周知・広報を行う。</p>
<p>【取組期限（期間）】 令和5年度末まで</p>		
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ	課題	<p>〔国税申告手続（相続税申告）〕 e-Tax に関する利便性向上施策の周知を図ることで、相続税申告のオンライン利用率を向上させることが必要である。</p>
	中間 KPI	<p>【目標・達成期限】 相続税のオンライン利用率を令和3年度に30%、令和4年度に35%</p>
		<p>【KPI の定義】 オンライン申告件数／全申告件数</p>

ン④※5	アクション プラン a	【取組内容】 既に実施済の利便性向上施策の周知を含めて、リーフレット等を最新の情報に更新の上、国税庁HPを通じて周知・広報を行う。
		【取組期限（期間）】 令和5年度末まで
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン⑤※5	課題	〔国税申告手続（相続税申告）〕 相続税は、1年間の死亡者に対する課税割合が約8%であり、臨時的・偶発的に発生するため、申告をする者の多く（8割以上）は、税理士等に申告の代理を依頼している。そのため、税理士等の e-Tax による相続税申告に関するニーズを把握した上で、課題の優先順位に沿って対応する必要がある。
	中間 KPI	【目標】 アンケート回答割合 10%
		【KPI の定義】 アンケート回答数／利用勧奨はがきの送付件数
	アクション プラン a	【取組内容】 オンライン手続をしたことがある税理士等に対して、令和3年9月に利用勧奨用はがきを送付（3.5万通）し、オンラインによるアンケート（回答期限：令和3年12月末）への協力を依頼する。
【取組期限（期間）】 令和3年度末までにアンケート結果を集計・分析（令和4年3月措置済）		
アクション プラン b	【取組内容】 アンケート結果に基づく改善策を検討。国税庁ホームページやQ & Aの修正などの直ちに更新できるものは速やかに対応し、法令改正やシステム整備等が必要なものは、対応策を検討する。	
	【取組期限（期間）】 令和4年12月まで（令和4年3月措置済）	

- ※3 国税申告手続（法人税申告）、国税申告手続（消費税申告（法人））の取組期限（期間）を令和 5 年度末から令和 8 年度末に改定。
- ※4 国税申告手続（所得税申告）の取組期限（期間）を令和 4 年度末から令和 8 年度末に改定。
- ※5 「オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン⑤」は、令和 4 年 3 月に措置済となったため、「国税申告手続（相続税申告）」に係る課題と課題解決のためのアクションプランの見直しを実施し、「オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン④」を改定。

<4-2>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 国税申告手続（贈与税申告）・ 国税申告手続（印紙税申告（書式表示））・ 内国普通法人等の設立の届出・ 青色申告書の承認の申請・ 納税地の異動の届出・ 事業年度等を変更した場合等の届出・ 事前確定届出給与に関する届出・ 個人事業の開廃業等届出書・ 所得税の青色申告承認申請書・ 青色専従者給与に関する届出（変更届出）書・ 所得税の青色申告の取りやめ届出書・ 消費税課税事業者届出書・ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書・ 給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）・ 給与支払事務所等の開設等届出・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請・ 納税管理人の届出・ 更正の請求書・ 酒類の販売数量等報告書・ 「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書
-----	--

各手続の 概要	<p>【概要】</p> <p>〔国税申告手続（贈与税申告）〕</p> <p>納税者（個人）は、個人から1年間（1月1日～12月31日）に、贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額の110万円を超える場合又は相続時精算課税の適用を受ける場合に、贈与税の申告書等を作成し、申告期限までに提出する。</p> <p>〔国税申告手続（印紙税申告（書式表示））〕</p> <p>書式表示による申告の承認を受けた納税者は、毎月分の納税申告書を作成し、申告期限までに提出する。</p> <p>〔内国普通法人等の設立の届出〕</p> <p>納税者（法人）は、内国普通法人等を設立した場合、法人設立の日（設立登記の日）以後2か月以内に届出書を提出する。</p> <p>〔青色申告書の承認の申請〕</p> <p>納税者（法人）は、法人税の確定申告書、中間申告書等を青色の申告書により提出することの承認を受けようとする場合、青色申告により申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日等法令に定められた期限までに申請書を提出する。</p> <p>〔納税地の異動の届出〕</p> <p>納税者（法人）は、その法人税の納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その旨の届出書を提出する。</p> <p>〔事業年度等を変更した場合等の届出〕</p> <p>納税者（法人）は、その定款等に定める会計期間を変更等した場合には、遅滞なく、その変更前の会計期間及び変更後の会計期間等の届出書を提出する。</p>
------------	---

〔事前確定届出給与に関する届出〕

納税者（法人）は、役員賞与を損金算入する場合、設立の日以後2か月を経過する日等法令に定められた期限までに事前確定届出給与に関する届出書を提出する。

〔個人事業の開廃業等届出書〕

新たに事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の開始又は事業を廃止した個人は、これらの事実があった日から1か月以内にその旨の届出書を提出する。

〔所得税の青色申告承認申請書〕

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人が、確定申告書及び当該申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することの承認を受けようとする場合、原則としてその年の3月15日までに所得税の青色申告承認申請書を提出する。

〔青色専従者給与に関する届出（変更届出）書〕

青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとする個人の青色申告者は、原則としてその年の3月15日までに青色事業専従者給与に関する届出書を、既に提出している青色事業専従者給与に関する届出書に記載した金額等を変更する場合は、遅滞なく変更届出書を提出する。

〔所得税の青色申告の取りやめ届出書〕

個人のうち青色申告の承認を受けていた者が青色申告書による申告を取りやめる場合は、取りやめようとする年の翌年3月15日までに所得税の青色申告の取りやめ届出書を提出する。

〔消費税課税事業者届出書〕

基準期間（個人事業者は前々年、法人は原則として前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超えたこと等により課税

事業者となる事業者は、速やかに届出書を提出する。

〔消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書〕

基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったことにより免税事業者となる事業者は、遅滞なく、その旨の届出書を提出する。

〔給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）〕

給与等の支払者は、給与所得の源泉徴収票及び同合計表を作成し、提出期限までに提出する。

〔給与支払事務所等の開設等届出〕

給与の支払者（法人又は個人）は給与等の支払い事務を取り扱う事務所を開設、移転又は廃止した場合、当該事実があった日から1か月以内に届出書を提出する。

〔源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請〕

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者（法人又は個人）は、給与等の納付を毎月から年2回にまとめて行うことができる特例制度を受けようとする場合、申請書を提出する。

〔納税管理人の届出〕

国内に住所又は本店を有していない又は有しないこととなる場合は、申告書の提出その他国税に関する事項を処理するため、納税管理人を定めたとき又は出国の日までに納税管理人の届出書を提出する。

〔更正の請求書〕

納税者は、国税通則法等の法令に基づき、申告書に記載した課税標準の計算に誤りがあったことなどの理由により当該申告書の

提出により納付すべき税額が過大である場合は、法定申告期限から一定の期限までに更正の請求書を提出することができる。

〔酒類の販売数量等報告書〕

酒類販売業者は、原則、会計年度ごとに「酒類の販売数量等報告書」を作成し、報告対象年度の翌会計年度の4月30日までに提出する。

〔「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書〕

酒類販売業者は、原則、会計年度ごとに「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」を作成し、報告対象年度の4月30日までに提出する。

【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】

〔国税申告手続（贈与税申告）〕

- 1 年間総手続件数（令和2年度）：509,727件（内オンライン件数 281,380件）
- 2 オンライン利用率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
51.1%	52.7%	55.0%	53.7%	55.2%

〔国税申告手続（印紙税申告（書式表示））〕

- 1 年間総手続件数（令和2年度）：146,756件（内オンライン件数 88,760件）
- 2 オンライン利用率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
57.3%	56.9%	57.6%	57.6%	60.5%

〔内国普通法人等の設立の届出〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：150,328 件（内オンライン件数 74,704 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
37.0%	44.1%	46.9%	52.1%	49.7%

〔青色申告書の承認の申請〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：151,470 件（内オンライン件数 82,027 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
41.1%	50.4%	50.7%	55.2%	54.2%

〔納税地の異動の届出〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：209,532 件（内オンライン件数 168,811 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
66.8%	70.3%	73.7%	77.8%	80.6%

〔事業年度等を変更した場合等の届出〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：90,258 件（内オンライン件数 72,717 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
66.8%	70.3%	73.7%	77.8%	80.6%

〔事前確定届出給与に関する届出〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：155,680 件（内オンライン件数 123,241 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
68.1%	70.9%	73.6%	76.3%	79.2%

〔個人事業の開廃業等届出書〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：672,766 件（内オンライン件数 118,226 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
16.8%	19.6%	19.7%	19.2%	17.6%

〔所得税の青色申告承認申請書〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：436,201 件（内オンライン件数 126,517 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
28.5%	31.7%	32.4%	30.1%	29.0%

〔青色専従者給与に関する届出（変更届出）書〕

1 年間総手続件数（令和2年度）：108,780件（内オンライン件数 43,213件）

2 オンライン利用率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
31.8%	35.5%	37.1%	38.1%	39.7%

〔所得税の青色申告の取りやめ届出書〕

1 年間総手続件数（令和2年度）：104,276件（内オンライン件数 23,102件）

2 オンライン利用率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
16.7%	18.9%	19.0%	20.6%	22.2%

〔消費税課税事業者届出書〕

1 年間総手続件数（令和2年度）：237,288件（内オンライン件数 118,881件）

2 オンライン利用率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
39.4%	45.4%	46.7%	49.9%	50.1%

〔消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書〕

1 年間総手続件数（令和2年度）：197,585件（内オンライン件数 114,534件）

2 オンライン利用率

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
41.9%	49.8%	51.3%	54.7%	58.0%

〔給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：3,732,657 件（内オンライン件数 2,488,775 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
57.9%	59.5%	61.7%	63.7%	66.7%

〔給与支払事務所等の開設等届出〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：999,669 件（内オンライン件数 197,197 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
13.9%	14.8%	15.8%	17.1%	19.7%

〔源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：178,302 件（内オンライン件数 109,436 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
41.6%	47.6%	44.2%	57.2%	61.4%

〔納税管理人の届出〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：109,794 件（内オンライン件数 12,162 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
8.5%	10.0%	10.8%	9.9%	11.1%

〔更正の請求書〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：399,066 件（内オンライン件数 112,586 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
19.9%	18.2%	22.4%	21.1%	28.2%

〔酒類の販売数量等報告書〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：173,625 件（内オンライン件数 23,074 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
14.9%	13.8%	13.9%	14.2%	13.3%

〔「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書〕

1 年間総手続件数（令和 2 年度）：161,986 件（内オンライン件数 20,990 件）

2 オンライン利用率

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
14.2%	13.9%	14.6%	13.5%	13.0%

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

例年、国税庁は、主な手続の電子申告等の利用率を1年単位で公表していること、また、国税の性格上、例えば所得税等個人事業者の振替納税が行われる第一四半期にオンライン割合が大幅に上昇するなど、1年単位でないと取組の成果が判断できないことを踏まえ、更新・公表の時期等は1年単位で行う。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

国税庁では、年間を通じて e-Tax の UI/UX に関する利用者のアンケートを実施した上、その結果を毎年公表している。この取組を継続するほか、民間ベンダー等との意見交換会等を活用し、チェックを受ける。

（注） 「国税庁実績評価実施計画」では「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を踏まえてオンライン利用率の目標を設定し、「国税庁実績評価書」に上記アンケートの結果等を記載した上で、外部の有識者からなる「財務省政策評価懇談会」において、当該実施計画や評価書の御審議をいただいている。

7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。